

答申 個第21号

令和6年8月6日

相模原市教育委員会
教育長 鈴木 英之 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

保有個人情報非開示決定処分に関する諮問について（答申）

令和5年5月31日付け5学教課第775号により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以 上

1 審査会の結論

本審査請求に係る相模原市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、令和4年2月8日付け相模原市教育委員会指令（学教）第58号による保有個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）による処分については、結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 令和3年12月28日付けで、審査請求人は、相模原市個人情報保護条例（平成16年相模原市条例第23号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、「■■■■に関する指導要録、事故報告書。■■■小学校1年生～六年生、■■■中学校入学時～現在」について保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

なお、本件請求は、審査請求人が、本件請求を行った当時、未成年者であったことから、条例第14条第2項の規定による本人に代わっての請求により法定代理人により行われたものである。

- (2) 実施機関は、本件請求のうち事故報告書の開示請求に関し、令和4年2月8日付けで本件処分を行い、審査請求人に決定通知書を送付した。

- (3) 令和4年3月9日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行ったので、実施機関は、令和5年5月31日付けで、当審査会に対し条例第44条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、次のように主張している。

「非開示部分の開示希望、1. 記載の処分を取り消すとの裁決を求める。」「事故報告書に関しては、■■■さんが、7/2 付けの開示請求の時に、事故報告書を出すと言っていた。写しの公布を受けた後、■■■さんが事故報告書は「こちらで割愛した」と言われた。なので、なくしたのか、■■■さんの説明が違うのか、どこにあるのか、文書の特定が違うのか？不存在を争う。」

「事故報告書に関しては、こちらで内容が重複してるので、省いたとい発言や、事故報告書を提出で良いかという指導主事の方の発言と、結果がちぐはぐのため。」

なお、当審査会の審議における意見陳述は行わなかった。

4 実施機関による説明の要旨

- (1) 実施機関は、弁明書及び当審査会の意見聴取において次のように主張している。

本件審査請求を受け、事故報告書の有無について改めて確認したが、当該文書は作成及び提出されておらず、存在しない。

令和3年度当時、実施機関における審査請求人との窓口になっていた指導主事は、その前年度まで教職員に関する人事を所管する教職員人事課に在籍し、業務の中で、教職

員に関する事故報告書を扱っていた。令和3年度に学校教育課へ異動となったが、学校現場で何らかのトラブルがあった場合には、学校において事故報告書が作成されているものだと思い込んでいた部分もあった。

審査請求人が、別件の保有個人情報開示請求を行った際に、本件のような事案であれば事故報告書が作成されている可能性があるので、請求したらどうかという説明をした。

「割愛した」という言葉を使ったかどうかの記憶はないが、保有個人情報開示請求が複数回行われた中で、事故報告書を省いたというよりは、重複する書類については省いたという説明を行った。

(2) 書面調査に対する回答

事故報告書に係る文書管理及び事故報告書の不作成・不存在について、審査会第2部会長名で実施機関に対し文書照会を行った。回答内容については概ね次のとおりであった。

ア 事故報告書は、相模原市立小中学校等の管理運営に関する規則（昭和35年相模原市教育委員会規則第2号）第24条において「校長は、職員又は児童生徒について、重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書をもってその詳細を報告しなければならない。」と規定しており、具体的には「児童・生徒の事故及び問題行動等に関する連絡及び報告事務取扱要領」（以下「事務取扱要領」という。）に拠って作成されている。

イ 審査請求人の小中学校在籍中における在籍校からの事故報告書報告件数は、平成27年度から令和2年度までの小学校在籍中に6件、令和3年度から令和5年度の中学校在籍中に3件であり、いずれもいじめに関するものではなく、また、審査請求人に関するものではない。

ウ 事故報告書は学校において作成し、教育委員会へ報告するとともに、学校においては、該当児童生徒の在籍中は校長室内金庫において保管している。教育委員会においては、実施機関の事務室内キャビネットにおいて2年間保管し、その後は市役所書庫又は外部倉庫において保管している。保存期間は30年である。

エ 事務取扱要領に記載されている「いじめ（校内で迅速に対応し、解決が図られたものを除く）」に該当する事故報告は、事故報告書をもって教育委員会に報告することになっていたが、審査請求人の小中学校在籍当時の教育委員会では、事務取扱要領が適切に運用できていなかった。

オ 本件請求があった後、実施機関の事務室内キャビネットを探索したが、当該報告書は確認できなかった。

カ 令和3年度から令和5年度にかけて、審査請求人が保有個人情報開示請求を複数回行ったが、開示に向けて資料を整理していく中でも事故報告書は確認されなかった。

キ 審査請求人が在籍していた小学校及び中学校において、審査請求人に係る事故報告書を作成していないことを改めて確認した。

5 審査会の判断

本件審査請求は、審査請求人の小中学校在籍中における審査請求人に関する事故報告書の開示を求めたものである。実施機関が当該事故報告書は「不存在」と決定した本件処分に対し、審査請求人は「不存在を争う」ものであり、争点は次の5点である。以下、個々に検討を行う。

(1) 文書特定について

相模原市立の小学校、中学校及び義務教育学校において在籍する児童・生徒の事故及び問題行動があった場合の報告事務は、事務取扱要領に基づき行うこととなっている。

事務取扱要領別表において、「連絡事案」及び「報告事案」が定められており、「連絡事案」に該当する事案は教育委員会に対し口頭による連絡を行うこと、「報告事案」に該当する事案は口頭による連絡に加え、事故報告書によりその詳細を報告することが規定されている。

連絡事案に該当する事案のうち、「いじめ」については、「いじめと認知したものすべて（校内で迅速に対応し、解決が図られたものを除く）」、暴力行為については、「ア 生徒間暴力（喧嘩を含む）、対教師暴力、対人暴力等、イ 体罰等」が該当する旨の例示がされており、報告事案に該当する事案として、「いじめ（校内で迅速に対応し、解決が図られたものを除く）」や「傷害を伴う生徒間暴力」などが例示されている。

本件処分により不存在とした事故報告書とは、事務取扱要領に基づく事故報告書の中で、審査請求人に関する事故報告書を探索した結果に基づき決定したものであり、文書特定の誤りは認められない。

(2) 説明の齟齬について

事故報告書に関する審査請求人と実施機関の主張の齟齬については、令和3年度当時の実施機関における審査請求人との窓口になっていた指導主事の憶測に基づく発言の可能性や、言い誤りや聞き違いの可能性が考えられるが、口頭によるものであることから検証することは困難である。

(3) 文書の探索漏れについて

学校において、いじめや暴力行為等の報告事案と認められる事案が発生した場合は、事務取扱要領に基づき、その詳細を教育委員会へ事故報告書により報告することになっており、報告を受けた教育委員会は、これを30年間保存することになっている。相模原市の公文書は1年未満、1年、3年、5年、10年及び30年のいずれかの保存期間が定められており、事故報告書は最長の30年保存の文書であり、最も重要な文書と位置付けられている。

また、学校においても該当児童生徒の在籍中は、校長室内金庫において保管すること

になっている重要文書である。

事故報告書は重要文書であり、保存場所や保存期間が明確に定められている文書であることから、存在しているにもかかわらず、これを探索できないことは考え難い。

(4) 紛失について

学校において、事故報告書を作成した場合、教育委員会へ報告することになっており、報告を受けた教育委員会は、これを30年間保存することになっている。また、学校においても該当児童生徒の在籍中は校長室内金庫において保管することになっている。事故報告書を作成し、これが教育委員会へ報告されたにもかかわらず、教育委員会及び学校の双方で紛失することは考え難い。

(5) 文書の不作成について

学校において、いじめや暴力行為等の報告事案と認められる事案が発生した場合は、事務取扱要領に基づき、その詳細を教育委員会へ事故報告書により報告することになっているが、当審査会が実施機関に対し行った書面調査に対し、審査請求人の小中学校在籍当時の教育委員会では、事務取扱要領が適切に運用できていなかったとの回答があった。具体的には、審査請求人の小中学校在籍当時の学校現場、教育委員会ともに、いじめに関する事案について事故報告書を作成しなければならない、報告を求めなければならないという認識が希薄であったとのことであり、審査請求人の在籍期間中において在籍校が作成した事故報告書が僅少であることから、そのような不適切な運用があったことが推察される。

このような当時の状況の中で、審査請求人に関する事故報告書は作成されておらず存在しないという実施機関の説明には一定の理解ができる。

(6) 結論

上記(1)から(5)の検討から、審査請求人に関する事故報告書は不存在であるとの本件処分は、結論において妥当である。

6 付言

学校における児童・生徒の安全は最も優先されるべき事項の一つである。不幸にも、事故が発生した場合には、その詳細を記録した事故報告書は、事案内容の把握、事故原因の分析、事故後の対応、同様な事故の再発防止策の検討等に不可欠な文書である。現在においては、事務取扱要領は適切に運用されているとのことだが、審査請求人の小中学校在籍中において、作成されるべき文書が作成されていなかったことは、学校における安全管理上はもとより、公文書管理上も極めて遺憾である。

7 審査会の処理過程

審査会の処理過程は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年 5月 31日	実施機関からの諮問
令和 6年 3月 1日	審議①審議の進め方について
令和 6年 5月 7日	審議②実施機関からの意見聴取
令和 6年 6月 11日	審議③
令和 6年 8月 6日	審議④

第2部会委員 岩崎 忠
辻 雄一郎
栗谷 布由実